

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

令和6年12月13日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

情報開示支援システムの導入委託

(2) 業務内容

区における開示請求事務において非開示部分の被覆作業を行うにあつては、マスキングテープを用いて手作業で行っていた。この作業をはじめ、現在の開示請求事務においてはアナログな点が多く、作業に多大な時間を要することから改善を図る必要がある。

本件業務は、区における開示請求事務の際に行う不開示／非開示情報の被覆その他の作業において、紙の打ち出しを不要とし、事務パソコン上でこれらの作業を行うためにシステムを導入するものである。

(3) 履行期間（期限）

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで（予定）

※なお、令和8年度、令和9年度も前年度の履行内容が良好であること及び当該年度の予算配当がなされることを条件として、同様の契約をする予定がある。

2 参加資格要件

次の（1）から（6）までの要件を全て満たす法人であること。

(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。または、当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

① 履歴事項全部証明書

② 税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

③ 提案を行う事業所が所在する都道府県が発行する「法人事業税」の納税証明書

④ 財務諸表（過去2年間）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (6) 情報公開支援システム（ソフトウェア）の導入に係るプロポーザル方式事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が主幹、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 類似業務の受託実績（世田谷区、他自治体等での実績）
- (2) 従事者経歴（資格等）
- (3) 本業務の担当組織及び人員体制
- (4) 本業務に対する考え方
- (5) 法令遵守対応（個人情報・機密保護体制等）
- (6) 見積もり金額の妥当性
- (7) その他有益な提案

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 東棟402窓口
世田谷区総務部区政情報課区政情報係 担当：中田・竹中
電話：03-5432-2097/FAX：03-5432-3007

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 期間 令和6年12月13日（金）から令和6年12月25日（水）まで
午前9時～午後5時

（※土曜・日曜・祝休日を除く）

イ 場所 上記（1）に同じ。

ウ 方法 希望者に無償配付する。

(3) 参加表明書の提出期限並びに場所及び方法

ア 期限 令和6年12月25日（水）午後5時まで

イ 場所 上記（1）に同じ。

ウ 方法 持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）による。

(4) 提案書の提出期限並びに場所及び方法

ア 期限 令和7年1月24日（金）午後5時まで

イ 場所 上記（1）に同じ

ウ 方法 持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）による。

6 その他

- (1) 参加表明書及び提案書の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とし、世田谷区では一切負担しない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (7) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (9) 提案書の提出後に2の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (10) 提案書の提出後であっても、審査に必要がある場合は、追加書類の提出を求める場合がある。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (11) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (12) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (13) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。
- (14) 区は、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (15) 選定委員会の委員の構成員は次のとおり。
 - 須藤 剛志
 - 齊藤 真徳
 - 松見 径